

講演 1

企業の「社会的責任」を考えるための 哲学からの一視点

早稲田大学 商学学術院教授 八 卷 和 彦



コーディネータ では、次に、先ほど前宣伝しました八巻先生です。哲学の教授であります。哲学から社会的責任を考えるということで、八巻先生を紹介いたします。

八巻先生は、1971年に早稲田大学の第一文学部を卒業され、1974年に東京教育大学、現在の筑波大学ですけれども、文学部の修士課程に入られ、博士課程に進みました。1976年に和歌山大学教育学部の助手になられ、その後、1980年に助教授になられて、1986年から1988年にフンボルト財団研究奨学生として、当時の西ドイツのトリーア大学のクザーヌス研究所に滞在されて、そこで一生懸命研究されてきました。1990年に早稲田大学商学部の助教授に就任され、1992年に教授に嘱任されています。2000年に京都大学、日本では哲学で有名なのですけれども、そこから博士号を取得されて、現在は国際クザーヌス協会の学術顧問や日本の中世哲学学会の会長職、米国クザーヌス学会の名誉顧問、日本クザーヌス学会運営委員、比較思想学会の理事などをお務めです。先ほど、大塚先生から言われたのですけれども、早稲田中学・高校の校長先生も引き受けています。このような方でおられます。ここで八巻先生を紹介いたします。八巻先生、どうぞよろしくお願いいたします。

八巻 こんにちは。ただ今、ご紹介いただいた八巻です。

私のほうはローテクでありまして 「ローテク」という言葉そのものも時代遅れのものかもしれないけれども 哲学という立場からの話ですので、画像としては事務局で作成して下さったタイトルだけしかありません。皆さんのお手元に配布されている要旨に沿って、これから話を進めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

哲学といっても、私が哲学の全分野が深くわかっているわけではありませんので、哲学をやってきた者としての一つの視点からお話をするということになります。この点もよろしくご了承ください。

・社会的存在、自由意志、責任

まず、要旨資料の1に、「社会的存在、自由意志、責任」と書いてあります。この三つの語句を並べた趣旨は、「人間とは社会的存在であって、かつ自由意志をもって生きているのであり、その結果、自らの行動について責任が生じるのだ」ということです。

以下で、順次、哲学の歴史上でこの三つの概念がどのように現れているかを、簡単に説明します。最初の「社会的存在」とは、先ほど厚東先生も論及されたアリストテレス (Aristoteles B.C.

384-322) による、有名な人間についての定義です¹。つまり、人間とは社会に生きてこそ人間とされるものであり、社会を外れた者は、たとえ生物学的に人間であっても人間とは言えないものであるとしており、それほどに社会に生きることが人間にとって重要なものであることを説いています。

次の「自由意志」という語は、アリストテレスの次に記してあるトマス・アクィナス (Thomas Aquinas 1225/26-1274) という哲学者であり神学者であった人物の指摘として、まずは紹介します。彼は、先ほど、厚東先生が触れられたヨーロッパ中世の真ただ中に生きて、スコラ哲学を集大成した人として有名な人ですが、彼はその著書『神学大全』の中で、人間は知性的な存在であって、意志決定において自由をもっており、主体的行動をすることが可能なものであるということを言っているわけです²。もし皆さんが一般に言われてきた「暗黒時代である中世における神学の女中としての哲学」として中世哲学のことをとらえておられると、その中心人物がそんなことを言ったのかと驚かれるかもしれませんが、彼はそのようにはっきりと断言しています。

そして、時代がもう少しわれわれの方に近づいてきまして、イギリスのジョン・ロック (John Locke 1632-1704) ですが、彼も同じようなことを言っています。ちょっと長くなりますけれども、『統治二論』という本の中で言っていること紹介します。「それ〔すべての人が自然の姿でどのような状態にあるか = 自然状態〕は、人それぞれが他人の許可を求めたり、他人の意志に頼ったりすることなく、(先ほど厚東先生も触れられた) 自然法の範囲内で自分の行動を律し、自分が適当と思うままに自分の所有物と身体を処理するような完全な自由な状態である」³。

このようにして、人間というものは、社会で生きてこそ人間となりえている存在であり、同時に、自分で自分の行動を律していく自由意志とそのための能力をもっているのだという認識が共有されるようになったのが、近代という時代なのです。

その結果として、近代以降では行為主体としての人間の責任という問題が非常にはっきりと出

1 アリストテレス『政治学』第1巻第2章(山本光雄訳、『アリストテレス全集』(岩波書店刊)第15巻7頁、引用者が訳語を文意に即すように変えたところがある):「そこでこれらのことから明らかになるのは、・・・人間は自然本性的に社会的動物であるということ、また偶然によってではなく、自然本性によって社会を形成しないものは劣悪な人間であるか、あるいは人間より優れた者であるかのいずれかであるということである。前者はホメロスによって『部族もなく、法もなく、炉もなき者』と非難された人間のようなものである。なぜなら自然本性的にこのような者は、とりもなおさずまた戦を好む者であるから、というのはこのような者はちょうど碁の孤立した石のような孤独なものだからである」。なお、アリストテレス『政治学』における思想の理解について、とりわけそこに展開されている「経済」(oikonomia) についての理解については、以下の研究書の第七章「経済と倫理」の記述が大いに参考になる: 岩田靖夫『アリストテレスの政治思想』(岩波書店、2010年)。

2 トマス・アクィナス『神学大全』II-1「序言」(高田三郎・村上武子訳『神学大全』(創文社刊)第9巻1頁、引用者が訳語を文意に即すように変えたところがある):「神のかたどり・神の像としての人間、つまり、やはり自由意志を持ち、自らの所業をつかさどる力を持つという意味において、自らが自らのもろもろの所業の源である人間というものの考察に赴かなくてはならぬ」。

3 ジョン・ロック『統治二論』第二章「自然状態について」(宮川透訳『統治二論』(「世界の名著」中央公論社刊、第27巻)194頁、引用者が文意に即すように変えたところがある)。ここでロックが自然状態とは、「自分が適当と思うままに自分の所有物と身体を処理するような完全な自由な状態」としていることに、現在まで続く自由主義の主張の根幹部分(たとえば企業のM&A等)が含まれていることに留意しておきたい。

てくるわけです。そういう思想的展開のなかで 先ほど厚東先生もご講演の終わりのほうで触れておられましたけれども 「責任」という言葉が、従来の ‘liability’ という法的責任を主として意味する用語から ‘responsibility’ (応答) という言葉へと変わっていくということが起きたわけです⁴。つまり、主体性をもつ者同士が、法的責任以前の段階で互いに相手をできるかぎり尊重することによって、平和的に共存してゆくべきであるという思想です。

この点につきましては、20 世紀後半の二人のフランスの哲学者の文言を例として挙げたいと思います。一人はジャンポール・サルトル (Jean-Paul Sartre 1905-1980) です。サルトルが敗戦直後の 1945 年 10 月にした講演が『実存主義とはヒューマニズムである』⁵ という本になっていますが、その中で彼は、ナチスによるホロコーストとか、アメリカによる日本に対する核兵器使用という事実を前にしながら、われわれは自分を自らの理想にしたがって作るという意味において自らを選ぶのであり、そのことにおいて自分のみならず全人類に対して責任があるというように、はっきりとレスポンサブル (responsible) という語を使用しています。

もう一人はレヴィナス (Emmanuel Lévinas 1906-1995) という人ですが、この人はユダヤ系の人でありまして、彼の家族はナチスの犠牲になったのですが、自身はそれを生き延びました。そのような経験にたって彼は言っています。たとえば『他者のヒューマニズム』⁶ という本において 哲学の話ですので抽象的になってしまって申し訳ないのですが 人間は人間であるかぎりにおいて、他者に対する前始原的な責任があるのだと。つまり人間が人間であるかぎり、本人がその始原とか、その元がわからないような形ですでに他者に対して責任があるのだと言っています。これは、先に紹介したアリストテレスの、人間は社会的な存在であるというところに根本においてつながっているわけです。われわれが社会の中でほかの人と一緒に生きているということは、そのことにおいてすでに他者に対して責任があるのだという視点です。

・社会の二類型としての<ゲマインシャフト>と<ゲゼルシャフト>

この項での目的は、社会的存在としての人間が生きる社会には、二種類の社会があり、そのどちらもが、人間が人間らしく生きるために必要なのだということを明らかにしたいということです。

この二類型については皆様、ご存じだと思うのですが、テンニース (Ferdinand Tönnies 1855-1936) というドイツの社会学者が、19 世紀の終わり頃に著した同名の『ゲマインシャフトとゲゼ

4 英語の responsibility という語が現れるのは、18 世紀中葉のことであるという (今道友信『エコエティカ 生圏倫理学入門』講談社学術文庫 1990) 105 頁。なお、ドイツ語でこれにあたる verantworten とその名詞形は 15 世紀末までに成立しているという指摘がある：レンク (Hans Lenk)『テクノシステム時代の人間の責任と良心』(山本・盛永訳 東信堂刊 2003) iii 頁。

5 *L'existentialisme est humanisme* (Nagel 1962), p. 24 (伊吹武彦訳『実存主義とは何か』(人文書院刊 2002) 43 頁)。

6 *Humanisme de L'autre Homme* (Paris 1972), p. 82(小林訳『ほか者のヒューマニズム』(書肆風の薔薇刊 123 頁))

ルシャフト』⁷という本の中で提示したものです。

この二類型は現在に至るまで社会をとらえる上で典型的な枠組みとされており、テンニースの提案から発展的に以下のように理解されています⁸。つまり、お手元の要旨にも書いておきましたけれども ゲマインシャフトとは、諸個人の間で他者の人格の全体に対して、限定することなく、互いに志向し合って成立する関係体であり、具体例としては、家族や恋人同士とか信仰をともしする集団等がそれに当たるとされています。それに対して、ゲゼルシャフトとは、他者の属性の特定の側面に関して功利的に志向し合うことによって成立する、つまり、お互いに選んで、この人とはこういう点で人間関係を結ぶことに意味があると考えて結ばれる人間集団、社会だとされており、これの典型的なものとしては、まさに会社が挙げられます。たとえば、ドイツ語で「株式会社」というのはアクティエンゲゼルシャフト (Aktiengesellschaft) と言います。「アクティエン」が「株式」を意味し、「ゲゼルシャフト」が「会社」を意味するので、これで「株式会社」という語が形成されているわけです。

そして、テンニース自身は、人類が歴史的に発展していくと、その社会は、「ゲマインシャフトの時代」から「ゲゼルシャフトの時代」へと変わっていき、そしてゲゼルシャフトが優越するようになるのだと考えていたようです⁹。

しかし、私はそうであってはいけないと考えています。確かにテンニースが19世紀の末にこの本の中で予想したように、これも後に詳しく触れますけれども ゲゼルシャフト的なものが現代社会では卓越しつつある傾向にあることは確かです。しかしながら、人間が人間らしく生きていくためには、現代でもなお、この両方の社会にバランスよく属しながら生活することが必要なのだと考えています。

つまり、先ほど1でみたように、アリストテレス、トマス、そしてロックたちが指摘していたような、「社会的存在としての人間」という本性ゆえに、人間はゲマインシャフトとゲゼルシャフトという両方の社会に身を置くことによって、各自が生きがいを感じることができ、生きることの充実感を味わうことができる存在なのだと思うのです。

確かに現在では、ゲゼルシャフトがゲマインシャフトに比べていっそう卓越的な状況になっているということがあるのですが、われわれは誰でもゲマインシャフトの中で楽な気持ちでつき合える人間関係の中に身を置くときに、「素の自分」に戻って、本当の意味でのリフレッシュされるという感じをもつことができ、そこから再び自分のもつコンピテンシーを携えてゲゼルシャフトへと乗り出していき、そして、そこで自分なりの自己実現、目標、理想を達成するということになるのだと思うのです。つまりわれわれは、ゲゼルシャフトにおいて努力をすることに

7 *Gemeinschaft und Gesellschaft* (1887) (杉之原寿一訳『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』(岩波文庫))

8 廣松ほか(編)『岩波哲学・思想事典』の大澤真幸による「ゲゼルシャフト/ゲマインシャフト」の項目ならびに大庭ほか(編)『現代倫理学事典』(弘文堂刊)の古賀徹による「テンニース」の項目等を参照してまとめた。

9 上掲訳書(下)210頁以下。

も充実感を味わうことができるのですが、ゲマインシャフトにおいてそのための英気を養う必要もあるのです。

Ⅲ．現代社会における企業の存在位置

調べてみたところ、大規模な株式会社ができるようになったのは1600年の東インド会社に始まるようです。そして、実際に今のように容易に会社がつくられるようになったのは、西欧においても19世紀の前半以降だそうです。つまり、会社という存在は、長い人間の歴史の中では、ごく最近に成立したものなのです。その意味で、企業というものは、現在もなお発展しつつ形を変えろということが絶えず生じていますので、そういうものを哲学がどのように捉えるかということについては、なかなかできていないというのが率直なところだと思います。もちろん私個人もできていないのです。

それで、今回、厚東先生から、この産研アカデミック・フォーラムに参加するようというご下命があり、厚東先生からほとんど宿題のようにさまざまな論文が教員室の私のメールボックスにどんと入ってしまっていて、もちろん、以前からほかの論文等もいただいていたのですけれども、急遽、勉強をしてみました。その結果、いろいろわかったことがあります。

まず第一には、厚東先生を前にして申すのも憚られるところですが、ご自身も「冒険に乗り出す」と言われたとおり、このところ先生はものすごい勢いでこの問題に取り組んでおられます。そして同時に、非常に深く考えておられます。

ですから、これから私がお話しすることは、厚東先生が触れておられることばかりというような状況に陥ってしまいます。この点では、厚東先生に「私のオリジナルな出番をちょっと残しておいてほしかった」と申したいぐらいなのですけれども、あえてこれから少し踏み込んだ話をしてみたいと思います。

1．コーポレーション

まず、「会社」という言葉を少し法律じみた英語で表現すると、「コーポレーション」(corporation)となります。このコーポレーションという言葉は、もとは一個の身体化したものということなのです。コルプス(corpus)という「身体」を意味するラテン語から来ているわけですが、この場合は、会社という人間の集団を、いわば一人の人間であるように組織化されたものとみなしているわけです。

これは、西洋の伝統的思想が現代の会社にも適用されているということになります。第二次大戦の後にカントーロヴィチという学者の広範な研究の成果である『王の二つの身体』¹⁰という名著で明らかにされたことですが、国家を典型とする人間の集団が形成する組織というものが、ヨ

10 Ernst Hartwig Kantorowicz, *The King's Two Bodies: A Study in Mediaeval Political Theology*, (Princeton University Press, 1957) (小林公訳『王の二つの身体 中世政治神学研究』(平凡社刊))

ヨーロッパでは中世以来、一人の身体であり、その頭が人格を形成しているのだと考えられてきたわけです¹¹。ほかの言い方をすると、一つの組織のトップが、外部に向かってはその団体を代表したり象徴したりしつつ、組織の内部に向かっては構成員に命令を下し、かつその命令を実行した結果については責任をとるという構造であるわけです¹²。これが、英語では「コーポレーション」と言われ、日本語では「法人」と訳されて使用されている概念です。ここに企業という組織形態の、キリスト教中世に由来する独特な考え方が現れているのです。皆さん、どうでしょうか、会社とはそういうものだと思われていたでしょうか。

さて次に再び、先ほど紹介した 17 世紀の哲学者であるジョン・ロックの文章に戻りたいと思います。私はこれを先ほどあえて長く引用したわけですが、それは、ロックが、人間は自分が適当と思うままに自分の所有物と身体を処理するような完全な自由状態にあると言っていることに注目していただきたかったからです。この自己の所有物と身体について言われていることが、「コーポレーション」たる企業に当てはめられることになれば、いわゆる企業の売買、M&A とかということも可能になるのだと思うのです。

しかし、現代の企業のような形で社会に根付きつつ活動している「コーポレーション」についても、その所有者は、自分の所有している体を自分で思うままに処理できるのだから、それと同じように、企業というものもそれと同じ扱いをしていいものだと単純に言えるものだろうか、という疑問が生じてきます。

2. ゲゼルシャフトの卓越

こうして、話は 20 世紀の後半以降のところに来るわけです。現代の先進国においては、富のほとんどが何らかの企業形態による生産現場で生み出されることとなっています。これは皆さんご承知のとおりです。そして、そもそも企業社会というものは、国家を全体社会とみなせば、その部分社会なのですけれども、実際には、企業はその広さと深さにおいて、しばしば国家をしのご規模になっています。「広さ」とは、たとえば一国家を企業社会が包み込んでしまうことがあるという事実とか、あるいは、先ほど厚東先生のお話にもあったような投資ファンドなどの行動は、いわばグローバルな形で、国境をやすやすと越えて展開されているということを示しています。

もう一つの「深さ」という点で私が意味していることは、全体社会の構成員に対する企業社会の影響力の強大さです。つまり、企業に雇用されて生計を立てている人々の数が増大しています。

11 『王の二つの身体』302-304 頁。さらに 17 世紀のホブズ (Thomas Hobbes 1588-1679) による、リヴァイアサンとしての国家の定義も同様である：「<<コモンウェルスの定義>>それは、一つの人格であって、かれの諸行為については、一大群衆がその中の各人の信約によって、かれらの各人のすべてを、それらの行為の本人としたのであり、それは、この人格が、かれらの平和と共同防衛に好都合とかがえるところにしたがって、かれらすべてのつよさと手段を利用しようとするためである」(水田洋訳『リヴァイアサン(二)』34 頁)。

12 『王の二つの身体』312 頁。

たとえば、日本のような一つの社会を考えた場合に、そこに所属して生きている成人のほとんどが、いわば雇用されて生きているということになっていると言えるでしょう。その結果、雇用ということについて生じてくる心理的な拘束力も並々ならぬものがあるのだと思うのです。

もう一つの「深さ」は、社会全体に対する影響力の大きさです。その第一の例は政治的影響力です。ロビー活動とか、さらには選挙の際の集票行動とかというものとして政治家に対して企業が影響力を行使していくということがあります。もう一つは、マスメディアを通しての影響力です。これは主としてCMを通して作用するものですが、これには直接的影響力と間接的影響力とがあります。直接的影響力とはCMそのものによって社会の構成員に影響を与えることですが、その強さは、ヒットするCMはまず子どもたちの間で流行するという形でみてとれます。子ども時代からの刷り込みは、その人にとって長く続く影響となるものです。次のCMを通しての間接的影響力とは、CMを出稿するかどうかという企業側のさじ加減によって、プラスにせよマイナスにせよ、当該企業に関する何らかのニュースをマスメディアが報道するに際して、その報道の仕方に対して影響力を行使するということがあることにみてとれます。

以上のような事態を、先ほどの〈ゲゼルシャフトとゲマインシャフト〉という概念の枠組みを使って描写してみると、次のようなことが言えると思います。つまり、自分の生きる場におけるゲゼルシャフト部分の増大と、それに反比例する形でのゲマインシャフト部分の縮小ということになるでしょう。そして、先ほど私が申し上げたゲゼルシャフトとゲマインシャフトの、われわれ一人一人の人間に対しての存在意義ということからみると、ゲゼルシャフト部分の増大とゲマインシャフト部分の縮小が長期間続くと、たとえば家庭というゲマインシャフトが崩壊するとか、その結果、個人としての人間であるということ自体が崩壊する、あるいは、最近よく言われる「鬱になってしまう」とか、さらに「人格が壊れてしまう」とかというようなことになりかねないということです。

3 . ゲマインシャフトの衰弱

今度は、同じ状況を社会一般の側から捉えてみます。先ほども触れたように、社会の構成員のほとんどがゲゼルシャフトに組み込まれていて、自身のもつエネルギーの大部分をゲゼルシャフトに注ぎ込まざるをえないという状況になりますので、ゲマインシャフトとしての社会を維持するため必要な人的パワーが、人数としてもパワーの絶対量としても不足しがちになります。その結果として、ゲマインシャフトの弱体化が生じます。今、日本ではそういう状況が急速に進行していると、私はみています。

それはどういうことかを、少し具体的に説明してみましよう。無条件で作用する連帯感が社会の中で衰弱してしまっているのではないのでしょうか。その結果、「無縁社会」と言われるような社会が生まれています。たとえば、困っている人がいても誰も気づかない。積極的に助けの手を差し伸べないどころか、隣近所に困っている人がいること自体に気づかないというようなことが

起きています。そして、隣人が一人ひっそりと亡くなっていて、白骨化してから発見されたというようなことが、しばしばニュースで報じられています。

あるいは、最近の若いお母さんたちが子どもの体調が心配になったらすぐに救急車を呼んでしまうということが、悪いマナーの具体例として挙げられて、「これは救急車の不適切利用です」と言われることがあります。しかしながら、これを、今、私が指摘した視点からみていくと、別のことがみえてきます。つまり、自分たちの住んでいる社会のゲマインシャフトの部分の弱体化によって、乳幼児の母親としてはそういう行動をとらざるを得ないようなことというのがあるのではないかと思うのです。

もう一つ、最近の傾向で私が気になっていることは、一人の人が亡くなったときに、周りの人たちが、その人の死を悼みつつ送ること、つまり葬儀が非常に簡略化されていることです。これもゲマインシャフトの衰弱と関係しているのではないかと思っています。

さらに、広い意味での教育の問題として、最近では大人がよその子どもを叱らなくなったという話があります。これもゲマインシャフトの衰弱によって起きている現象だと思います。この点を少しゲゼルシャフトと関連づけて説明しますと、先ほど申し上げたように、昼間の日本の社会には、雇用されていない大人はほとんどいません。つまり、ほとんどの大人に、自分の時間と行動を自身の判断によって自由に処理できる　ロックの言葉を使えば　人はおらず、自分が属しているゲゼルシャフトの規則とか命令あるいは指示の範囲でしか動けなくなっているわけです。つまり、テンニースの言葉で言えば、選択意志ではなく本質意志にしたがって自発的に行動を起こすことのできる大人が、現在の日本社会にはほとんどいないということになります。そうすると、たとえば学校帰りの子どもたちが誰かをいじめているのを目にしても、自分の仕事の手を止めて、その子たちのところへ行って、どうなのだという事まで聞きただし、誰が悪いのかを明らかにして、その結果、大人として「おまえが悪い」としっかりと怒るといふ、時間と手間のかかることを実行しにくいという状況があるのだと思います。

以上に挙げた具体例を全体としてみますと、今の日本では、人を産み育む社会としてのゲマインシャフトの力がとても衰弱しているということになるのではないのでしょうか。それは、次世代を育てることが困難なほどにゲマインシャフトが衰弱していると言えるほどかもしれないとさえ思っています。

この状況を、今度は、ゲゼルシャフトの方からみると、実はそれはゲゼルシャフトにとっても好ましいことではないわけです。その理由の第一は、社会の少子化が進行して、ゲゼルシャフトが必要とする人材が不足してきます。第二には、ゲゼルシャフトの中に自分が入っていくということは、自分たちにとって何のいいこともないのだというような悪印象をもたれて、その結果、有為な人材がゲゼルシャフト、つまり企業へ入って行かなくなるという傾向を生じさせるのではないのでしょうか。

．哲学からみる企業の社会的責任

1．社会的責任の大きさ

まず、前提として話をしておきたいのですが、資本主義という自由競争を基本とする経済システムは、トマスやロックらの哲学者たちが明言していた、自由を根幹とする人間の本性に合っているがゆえに、現代にまで存続してきたのだし繁栄を保っているのでしょう。その結果、現代世界における最強にして最も卓越的なゲゼルシャフトとして企業というものが存在しているのです。

しかし、国家という全体社会との関係でみると、理論的には企業はあくまでも部分社会であるので、個々の企業側の意識としては、それほど大きな社会的責任があるとは思えないかもしれません。しかし、外部の社会から負うことが期待されている企業の社会的責任というものは、企業内部で意識されてきているものをはるかに超えるほどの大きなものになっていると思います。

これを違う視点から表現してみますと、本来が自由意志を有していて自分のことを自分で処理するだけの能力を有する人間の集積　これが企業であるわけですが　によって発生する責任は、物の集積によって発生する責任よりも途方もなく複雑かつ大きなものだろうと、私は思うのです。それを比喩的に言えば、物の集積によって発生する責任は、増える場合でもせいぜい算術級数的にしか増えないでしょうが、これに対して、人の集積によって発生してくる責任は、幾何級数的に増えるだろうと思うのです。そうすると、たとえば10人を雇用して企業活動している企業と30人を雇用している企業とをそれぞれが負わなければならない社会的責任の大きさを比較すると、後者の責任は10対30の比である3倍ではなくて、3掛ける3で9倍ぐらいになるというような形で、責任の重さが出てきているのではないかと思います。

2．求められる社会的責任の多様性

第二に、同じ「社会的責任」という表現がされるとしても、そこで問われる内容は、企業が属する社会によって異なるはずだということです。つまり、それぞれの社会がどういう責任を企業に担ってもらいたいのかということについては、それぞれの社会で異なるということです。

例を挙げてみましょう。2010年のアメリカ合衆国全体の服役者総数は約227万人だったそうです¹³。同じ2010年の日本の服役者総数は約7万3000人です¹⁴。そして、米国の人口は、皆さんもご存じのように日本より多く、3.1億人なのです。日本の場合には1.26億人です。この総人口数の割合を換算した上で人口一万人あたりの服役者数の日米の比を計算しますと、米国が約73人に対して日本が約5.8人なのです。日本を1とすると、米国では日本の12倍から13倍ぐらいに、人口当たりの服役者数が多いということになります。

13 NHK「海外ネットワーク」の調査による米国司法省の数字：<http://www.nhk.or.jp/worldnet/monthly/2012/0128.html>

14 『犯罪白書平成23年版』：http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/58/nfm/n_58_2_2_4_1_1.html

なお、アカデミック・フォーラムでの口頭発表の際にあげた日本の数字は、総受刑者数ではなく当該年度一年間に新たに服役した人数の総数でしたので、お詫びして訂正します。

これは何を意味しているのでしょうか。単純に考えた場合にすぐ引き出されそうな結論は、それだけアメリカは治安が悪いのだという話です。しかし私は、そういう側面も皆無とは思いませんが、そこで話を終わらせてしまうのは浅薄な考え方だと思います。この1対12とか13という数字が表わしていることは、米国の方が刑罰的責任を問うという形で社会的責任を追及する傾向が日本に比べて強いということを表しているのだと思うのです。この対比は企業の社会的責任に限ってのことではないですが、これが、社会が異なれば求められる企業の社会的責任が異なるという例の一つです。

そうしますと、企業体・法人としては同一であっても、その事業所が異なる社会に属していると、果たすことを求められる責任の内容が変わってくることになるわけです。わかりやすい例としては、同じ企業が日本の社会で企業活動をしているのと、中国やアメリカで企業活動をしているのとでは、果たすことを求められる責任の内容が違ってくるということはもちろんですが、もっと狭く、たとえば日本という一つの国の中でも、それぞれの地域によって、法律上の責任ではなくて広く「企業の社会的責任」として求められることの内容は、少しずつ差があるのではないかと思います。

もう一つ、これは厚東先生も「社会的責任論の現状とステークホルダーの概念について」という論文¹⁵の中で触れておられることなのですが、同じ社会であっても、時代の変化に伴って企業が果たすことを求められる責任の内容というのは変わるわけです。10年前だったらこれでよかったことが今はだめであるというようなこと、あるいは、昔だったら許されなかったことが今は許されているとか、さらに、昔だったらそんなことまで求められなかったのに、今はそれが求められるようになったとか、このような変化もあるということをおわれわれは全体的に把握しておく必要があると思います。

次に、社会的責任ということの時系列的に整理してみます。これは先ほど厚東先生も触れられていたことと関わるのですが、過去への責任と現時点における責任と未来を見据えた責任の三種の責任があると思います。

このうちで未来についての責任に関しては、「持続可能性」(sustainability)という概念が使用されつつ、未来の人たちに対して資源や良好な自然環境を保持する必要がある、そういう企業活動を考えなければいけないのだということが、今日、よく言われています。私は、それに加えて、もう少し近未来のところで、すなわち次の社会を担うことになる世代の人たちの将来のことも考えなければいけないのだと、思っています。そのような意味での未来への責任を考えることも必要なのです。

次に、空間的な責任の範囲について述べます。これについては先ほど厚東先生も触れられましたので、そんなに詳しく触れる必要はないと思います。現在の企業の社会的責任を考える場合に

15 厚東偉介「社会的責任論の現状とステークホルダー概念の淵源について」(早稲田大学大学院商学研究科紀要第76号(2013年)所収)とりわけ27-31頁。

は、企業が属している地域のみならず、さらに国家のみならず、国境を越えても責任を考えていかなければならないと思います。

とりわけ東京電力の福島第一原発の事故が明らかにしたように、いったんあのような事故が起きると、その影響は容易に国境を越えて拡がってしまうわけです。あそこから発せられた放射性物質は地球を一回りも二回りも大気中を漂い続け、ゆっくりゆっくりと地上におりてきて、今現在も地球全体とその上に生きる生命体を汚染しているということになっているわけです。現代の企業活動は、そういうことまで考える必要があると思います。

3．時間的存在としての人間から構成されている社会に対する責任

次に、事柄に即して社会的責任を列挙してみます。

まずは厚東先生が先ほど挙げられた、3R1Lの生産原理というものを重視するということが、組織活動については社会性の原理というものを重視するということが、これには私も賛成です。この二つを合わせつつ、さらには損益の配分についての適正性も確保される必要があると思います。なぜならば、これも厚東先生がたびたび論文の中で引用されているところなのですが¹⁶「利益は私有化するにもかかわらずに損失については公有化する」という、D.ワッツが指摘している企業行動があるそうですが、これは社会的にみてどうてい許されない行動だと思います。さらに租税や賠償というものについても、企業は適正な支払いを実行するということが必要だということは当然です。

企業の損害賠償ということについては、あえて言えば次のような可能性が考えられます。企業というものは存続していくものです。企業は、個人としての人間の寿命を超えるほどに長く存続することが企業活動の重要な目的として入っているものです。これに対して人間はというと、人間は時間的存在ですので、それぞれの人々が寿命をもっているばかりか、そもそもいつまで生きていられるかということについての保証のない存在であるわけです。ですから、もし企業が損害賠償をしなければならないという事態が起きたときに、企業から見るとその対応は遅らせた方がいいこととなります。なぜなら、時間をかせいでいるうちに、賠償対象者たちがこの世から消えていくので、全体としての賠償金が少なくて済むというようなこととなります。少々どぎつい言い方かもしれませんが、このような計算もできなくはないわけで、これは責任逃れへと走りやすい要素だということとなります。ですから、このような「計算」をすることなく、遅滞なく適切な賠償を実行をしていくということも、一つの大きな社会的な責任だろうと思います。

そして、最後に何よりも私が強調したいのは、先ほども触れました時間的存在としての人間ということに関わることです。私が「時間的存在としての人間」という言葉で意味しようとしていることは、われわれは一回限りの毎日毎日を生きていて、そして日ごとに成長・変化する存在であり、それを全体としてみれば、有限な一回限りの生涯をおくる存在としての人間であるという

16 厚東偉介「経営学における責任の行方」(『早稲田商学』第343号(2013年)所収)75頁。

ことです。そのような存在としての人間が企業で働いている、あるいは企業の周りにいるということをしかりと理解することによって、人間に相応しい、質のよい労働条件の提供とか、全体としての企業活動を実践していくべきではないかと思います。もう少し詳しく、この点について言及しておきたいと思います。

まず第一に挙げたいことは、最近よく言われる「雇用を確保すれば文句はないだろう、社会的責任を果たしているだろう」という言い方や、それほど露骨ではなくても、縮めていえばそのような発言や姿勢です。比較的最近、これからの日本の若者は、年間収入 100 万円を覚悟すべきだ、というある経営者の話も聞きましたよね。しかし、そのようなことは、社会的責任を果たしているとは決して言えないと思います。

なぜならば、先ほどから、ちらほらと触れてきたことですが、たとえば企業内部の個々の従業員が人間らしい生活を送ることができることは、企業にとって必須の社会的責任であるからです。とりわけ若手の社員であれば、結婚をして家庭をもち、家庭を営むことができるだけの金銭的のみならず時間的な余裕も含めて、さまざまな余裕が不可欠だと思います。人が人としてよみがえる場としてのゲマインシャフトに生きるためです。

さらには、事故や事件に巻き込んで従業員に無為な日々を過ごさせることがないような、企業の予防的な責任のとり方というものが何よりも大事だと思います。過ぎ去った時間、無為に過ごさせられた時間は、その当事者は、露骨な言い方ですが、いくらお金を積まれても、金銭で償うことはできないわけです。先ほど申したように、その人にとっては一回限りの時間なのだからです。

そうすると、予防的な責任を全うするということが極めて大事なことになるのだと思いますが、厚東先生の論文を読ませていただいたところ、次のような企業側の「責任逃れ」の手法があるそうですね。つまり、「再発防止こそが予防的責任をとることだ」という主張を前面に押し出しながら、すでに起こしてしまった事件や事故に対しては、厚東先生が言われている意味での負荷、負担を課するという意味の責任追及はするべきではない、それをやると、当事者たちが本当のことを言わないので、本当の意味での再発防止策を見つけることができにくいのだ、という主張がままたまなされることがあるそうです¹⁷。

しかし、私はそれは正しくない姿勢だと思います。そうであってはいけないと思っています。もちろんすでに起こってしまった事件、事故についての原因究明というのは必要ですが、同時に原因究明に基づいて責任者の負荷、負担という意味での引責というものも必要不可欠だと思います。それは先ほど厚東先生が言われた社会的な正義という点から見ても、そうでなければいけな

17 実際に、東京電力福島第一原発での事故についても、東京電力の社外監査役でもあった小宮山宏も 2011 年 4 月 1 日の朝日新聞（朝刊）において、「三菱総研理事長・前東京大総長」という肩書のもとで「福島原発の事故は徹底的に解明しないとけません。関係者の刑事責任を問わない、という免責制度を新たに導入してもいい」と発言している。

いのだと思えます。

本当の原因を究明するためには、免責した方がいいというのは、論理のすりかえであり、乱暴にいつてしまうと「強者の論理」であるか「甘えの論理」だと、私は思います。先ほど厚東先生にご紹介いただいたように、私は今、早稲田中学高等学校にも関係しているので、何かちょっと外れたことをしてしまった生徒に対する処罰というような問題に立ち会うことがあります。その際には、いわゆる教育的配慮というものが確かにあります。つまり、今回のことは過ちなのだが、君がしっかりと反省しているので、今回は特に処罰はしない、しかしこういうことは二度としてはだめなのだよ、と言って締めくくることがあります。こういう教育的配慮は、学校のような場だったらあり得ると思うのですが、企業活動の場においてもそういうことを求めるのはおかしいと思うのです。

なぜならば、そもそも企業というのは、先ほど紹介したロックのような考え方に基づいて、自由と独立を標榜して企業経営に当たっているわけです。そして、その結果として、獲得した利益は企業活動を実践した主体が当然もらうべきだというわけです。そうであるならば、その際に生じた損失や責任についても、厚東先生のおっしゃる負荷、負担という意味での責任をきっちりやらなければいけない。それを、ワッツが適切に表現しているように利益は私有化するのだけれども、損害賠償は公有化して、自分の責任は逃げてしまうというようなことがあるとすれば、それは、企業が本来標榜している自主独立性というものと矛盾する態度だと思うのです。

そしてこのような態度は、結果として、社会からの当該企業に対する軽蔑を招いてしまうということになるのではないかと思います。この点は、この矛盾する態度を一人の人の振る舞いとしてみれば、きわめてわかりやすいことです。そして、企業は、先に紹介したような思想的背景にもとづいて「法人」という意味での、一人の人でもあるのですから、やはり軽蔑の対象となるでしょう。

それゆえに企業もよき市民として、それが立地する地域社会と共存すべきであるということになります。かつて日本では、高度成長の途中ぐらいまでの時代には「法律は企業の門前でたたずむ」と言われました。つまり、たとえ公害をまきちらして地域住民の健康を害することがあろうとも、少々の労働基準法違反の事例があろうとも、企業は平然としていられたというわけです。企業城下町といわれるようなものがあつた時代はそういうことが当たり前のようにありました。幸いにして、日本の場合には、その後、そういうことはなくなってきています。そして現在、社会から厳しいまなざしで注視されていることは、企業の上げた利益の分配の仕方とか雇用のあり方とかという問題に関してでしょう。

4．社会的責任を果たさない場合のリスク

もし、今までに挙げたような態度をとって、企業が社会から期待されている責任を十分に果たさない場合にどういうことが起きるか。これについて、急ぎ足でお話しておきたいと思えます。

まず第一に、企業がそのような振る舞いをすると、日本のように豊かで知的水準が高くなっていく社会では、すぐに企業の名声が下落します。そうすると、営業成績が下がっていきます。さらには、優秀な社員をリクルートできなくなります。そればかりか、沈みそうな泥船だと思われるようになれば、優秀な社員の順にその企業からの人材流出が生じます。そうすると、企業経営においてさまざまなリスクがどんどん高まってきます。そして、さらに営業成績が下がってくるという、負のスパイラルに落ち込むわけです。

第二に、とりわけ危険であることは、優秀な人材が確保できず、社員全体の能力に劣化が生じると、生産現場において重大な事件や事故を発生させて、その結果、甚大な被害を周辺に及ぼしてしまうことがあるだろうということです。

実は私は 素人がこんなことをいうのもおこがましいのですが 原子力発電の危険性について、学生時代から関心をもって自分なりにさまざまなことを勉強したり考えたりしてきました。とくに 1986 年 4 月にチェルノブイリの原子力発電所で事故が起きた当時から二年間ドイツにいましたので、あの事故以来、ドイツの大学では原子力関係の分野に優秀な学生が集まらなくなったと聞いていました。

帰国して数年たって気がついたのですが、日本でも同じことが生じていたのです。国立大学のなかの旧帝大を中心に置かれていた原子力工学科というものが名前を変えていました。先日 HP で確認しましたが、2013 年現在、東京大学工学部には「原子力」が表に出ている学科はありません。「システム創成学科」という名称の学科のなかに原子力学、原子力工学、原子炉構造工学を専門分野とする教員が分散配置されています。そして、そのシステム創成学科は 3 コースから構成されていますが、そこには「原子力」という文字を冠したコースはありません。このような名称変更、あるいは「原子力隠し」は何を意味しているのでしょうか。それは、その名称を掲げていると学生を集めることができなくなったからにちがいないと思うのです。

この名称変更に気づいた当時、私は専攻が不人気になったので名称変更がなされたととらえるだけでは済まない危険性があることに気づかされました。なぜなら、私が聞いていたかぎりでは、原子力発電というシステムは、それぞれのプロセスのすべてにおいて 100% 設計通りに動いていないと安全に機能しないというシステムだという話でした。そういうことをしっかりとこなしていくためには、あの分野に極めて優秀な人材が確保されていないと不可能です。しかしながら、実際には不人気で学生集めに苦労しているということは、優秀な人材の確保が難しいことを意味しています。ところが、あのシステムは現に稼働し続けています。このような現実を考えたとき、私はとても恐ろしい現状が進行中なのだと思っていました。そして、このことは授業などでも言っていたわけなのですが、その矢先にああいうことになってしまったわけです¹⁸。

18 「3.11」以来、世界を呆れさせている「原子力村」とは、ここで述べたチェルノブイリ事故以降の、新たな人材リクルートが困難になり、かつ有能な人材の「原子力村」からの流出が生じたという状況を経て成立している集団であるということを指摘してもいいだろう。そのような「劣化した」人材で形成されているゲゼルシャフ

このようなことは、決して原発だけではなくて、どの分野でもありうるのではないかと思うのです。最近、私が気になっていることは、かつて私たちが高校生ぐらいまでの時代によく耳にしていたようなコンビナートの爆発等の事故が、日本のあちらこちらで生じつつあることです。これの原因として、一つには、合理化による経費削減によって保守点検作業が過度に省かれることによって起きているということも考えられるわけです。昨年（2012年）暮れに中央自動車道の笹子トンネルで起きた事故のように。さらにもう一つの原因として、そこで働いている人材の劣化ということがあるのではないかと、私は推測しています。

一旦このような状態に立ち上がった企業は、もはや自力でその被害の責任を負うことができなくなる。そうすると、被害者は原状回復はおろか、損害賠償さえも受けることができなくなってしまうというようなことになるわけです。

その際に、「それでいいではないか、問題のある企業は最終的にレッドカードを受け取って社会から退場していくのだ。滅びるべきものは滅びよ、それが企業社会の鉄則なのだ」と言って済ましていいものかどうか、そのように割り切っているのか、という問題があります。

荒療治によって簡単に企業の存廃を決めていくというのではないやり方が、米国とは異なり、とくに日本のようにゴーストタウンを容易に生じさせるという伝統をほとんどもたない社会には必要なのではないかと、私は思うのです。とりわけ脱工業社会（Post-industrial Society）においては、社員の創造的な労働が求められるわけですから、そのような労働をしやすい良好な労働条件・職場環境というものが提供される必要があることとなります。これはもちろん企業の内部に対する責任なのですが、健全な企業活動が維持されることによって、同時に社会とも良好な関係を維持することができるはずで、その意味で、企業の経営者は自己の組織の枠を超えて、広く社会と世界を見渡すことのできる豊かな想像力、そしてそれを効果的に作用させるための深い教養が必要なのではないかと思います。とりわけ現代ではグローバルゼーションの中で、厚東先生が指摘されているように¹⁹、「サプライチェーン・バリューチェーン」が自分たちの把握できていないところにまで関連していることさえあるからです。

ト（元東大総長であり当時東京電力社外監査役でもあった小宮山宏も2011年4月1日の朝日新聞（朝刊）において同趣旨の発言をしている）であるからこそ、あのような惨害を惹き起こしたのであり、また「3.11」の二年前にさらなる津波対策が必要であることを、貞観地震等の調査結果に基づいて産総研の活断層・地震研究センター長の岡村行信から「激しい口調で」指摘されていた（2011年3月25日の朝日新聞（朝刊））にもかかわらず、それを無視するという選択をしたのであり、さらに、「3.11」以降、二年以上たっても、いまだにあの惨害を制御できていないという無残な様相を呈しているのだらう。さらに、こういう「劣化した」ゲゼルシャフトに原子力発電というきわめて危険性の高い技術を扱うことをゆだねていたという、日本政府および社会そのものの責任も冷静に問われてしかるべきであらう。

19 厚東偉介「社会的責任論の現状とステークホルダー概念の淵源について」（2013）11頁以下。

・「社会の企業に対する責任」

最後に、社会の企業に対する責任ということを考えてみたいと思います。

企業に対して「社会的責任を果たせ」と社会が要求することは、ある意味で現在の当然の流れであり、言いやすいことなのですけれども、一方で社会の側もその社会の内部に存在している企業をよりよい形で存続させていくという視点で、力を貸すといいますが、相談に乗るといいますが、アドバイスをすることが必要なのではないかと思うのです。

それには二つの理由があります。一つは、これは厚東先生も触れられていることなのですが、企業の内部では社会的責任を果たすことの必要性はわかっているのだけれども、実際には果たしにくい、企業の内部からはそれを言い出しにくいということがあられるようです。そうだとすると、社会の側のイニシアチブとして、競争している A の企業、B の企業等々に対して、一斉にこうしたらどうでしょうか、と提案していくということも必要なのではないかと思います。

高度成長期以来、社会から企業に対する働きかけは、法的な規制という形をとってきました。実際の被害が起きた後で、それをなくすための法的な規制ということでした。今、日本では、「規制緩和」が当然の善であって、それが実現すれば日本の経済は再生する、と企業側は主張し、また、それを実現することが政治の責任であるかのように政治の側も言っています。

確かに「規制」のなかにはすでに陳腐化したものもあるでしょう。また、企業にとっては法的規制は自己の自由を制限するものとして違和感のあるものも多いでしょう。それゆえにこれからは、そういう規制だけではなくて、社会からのもっと前向きの事前の提案というようなものがあった方がいいのではないかと思います。

このことを少々露骨に表現をすると、従来のように、社会の側が企業城下町の状況に服して企業という母に甘えては利益を引き出す子どものようにではなく、また、何か起きたら逆に企業を一方的に敵視するような形の活動を展開するのでもない、社会の企業に対する関わりが必要だと思うのです。

しかし、そのためには、社会の側も大いに頭を使う必要があります。現代に卓越的なゲゼルシャフトの典型としての企業群は優秀な人材を集めているので、そういう企業と対等にわたり合わねばならない社会、とりわけゲマインシャフトとしての社会の側にとって、この課題にはなかなか重いものがあります。高度成長期以来、地方自治体は企業と対等にわたり合うことが、そのもつ人材の質の差に由来して困難であったのが実情です。それだからこそ、法的規制をふりかざすしかなかったとも言えるかもしれません。しかし、これからの脱工業社会においては、社会の側も創造的な提案を企業に対して出してゆき、企業との豊かな共存を実現するという必要性が、とりわけ日本においては喫緊の課題ではないでしょうか。

人間と人間が形成している、ゲゼルシャフトとゲマインシャフトとから構成されている社会一般への深い洞察を基盤として、企業と社会並びにその構成員たる市民との間で、よりよい関係を実現するために、個々の事案について具体的な方策を提案することが社会の側の責任とし

て必要なのではないかと、社会の一構成員として考えてみた次第です。

4分ぐらい時間をオーバーしたようです。申し訳ありませんでした。ご清聴ありがとうございました。

コーディネータ 八巻先生、どうもありがとうございました。大変おもしろい、興味深いお話だったと思います。本来、お休みしたいのですけれども、ちょっと時間が迫っておりますので、次の中村先生の後でお休みをとりたいと思いますので、ちょっとお待ちください。

企業の「社会的責任」を考えるための哲学からの一視点

八巻和彦

1. 社会的存在、自由意志、責任

アリストテレス (BC 4 世紀)、トマス・アクィナス (13 世紀)、ジョン・ロック (17 世紀)、サルトル (20 世紀)、レヴィナス (20 世紀)

2. 社会の二類型としての <ゲマインシャフトとゲゼルシャフト>

ドイツの社会学者 F. Tönnies が 1887 年に著した “Gemeinschaft und Gesellschaft” において提示した社会の二類型。<ゲマインシャフト>とは、諸個人の間で互いに他者の人格の全体に非限定的に志向しあうことによって成立する関係態であり、家族や恋人同士とか信仰を共にする集団等。<ゲゼルシャフト>とは、他者の属性の特定の側面に関して功利的に志向しあうことによって成立する関係態であり、市場や会社等。

3. 現代社会における企業の存在位置

一国内の企業は、国家という「全体社会」の「部分社会」であるのだが、20 世紀の後半以降において実際には、企業の総体は、<広さ>においても、<深さ>においても国家をしのぐ力をもつ存在となっている。その結果、社会において<ゲマインシャフト>と<ゲゼルシャフト>のバランスの崩壊が生じやすくなっている。

4. 哲学から見る企業の「社会的責任」

「部分社会」である企業が求められる「社会的責任」は、それが属する「全体社会」の有り様によって異ならねばならない。

企業は富と貨幣を扱う組織ではあるが、それは本来が人間のために存在しているものであるので、<時間的存在として人間>にふさわしい運営がなされるべきである。時間的枠組みと空間的枠組みにおいて広い視野をとった責任意識が求められる。

とりわけ、Post-industrial Society では、社員の創造的な働きが不可欠となるので、上述の意味での「社会的責任」を果たすために企業の責任者に求められるのは、自己の組織の枠を超えて見渡すことのできる豊かな想像力であり、それを効果的に作用させるための深い教養であろう。

5. 社会の企業に対する責任

競争の世界に存在している企業は、ややもすると視野が狭くなる。そこで、社会の側が、企業城下町の状況に服して「母に甘える子供」のようではなく、また逆に、企業を敵視して営業を妨害するというのでもなく、<人間>と<人間が形成している社会>への深い洞察を基盤として、企業と社会ならびにその構成たる市民との間で、より良い関係を実現するために、個々の事案について具体的な方策を提案することが、社会の側の責任として必要であろう。